

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成30年6月4日（平成30年（行個）諮問第94号）

答申日：平成30年11月27日（平成30年度（行個）答申第140号）

事件名：「本人に係る書類全て（特定月以降の文書）」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人に係る書類全て（特定月以降の文書）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年2月22日付け財文第52号により財務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、意見書及び資料の内容は省略する。）。

- (1) 特定法人問題で明らかになってきているように、財務省の隠蔽体質は顕著である。本件請求は何度も担当課と架電により相談した内容を個人情報開示請求したものである。
- (2) 公開請求に当たり、担当課は開示請求者の相談内容に係る者に架電等で確認した内容の文書を管理しているはずである。
- (3) それにもかかわらず、平成29年12月18日付け補正通知で開示される文書の内容について同月28日に財務省情報公開担当の特定個人に確認したところ、今回の請求文書に含まれるはずの、中小企業庁から財務省へ回付したとの確認をとっていた文書が含まれていなかった。
- (4) そこで、当該文書の検索を担当課に再度確認していただき平成30年1月15日に公開担当の特定個人から当該文書の存在が確認でき、公開文書へ含むこととし、同月25日付け文第39号として接受された。
- (5) しかし、平成30年1月29日付け再々補正通知をもって、当時発見していた文書に限るよう実施機関が強要してきた。

- (6) 審査請求人は以上の事実をうけ、他所に財務省が管理しているはずの文書の手がかりを探すべく探索中であったが、実施機関が「不開示決定」を通知してきた。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 平成29年12月7日、法13条1項に基づき、審査請求人から処分庁に対し、以下の保有個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）が行われた。

本人に関係する書類全て（特定月以降の文書）

- (2) これに対して、処分庁は、法18条2項の規定に基づき、平成30年2月22日付け財文第52号により、不開示決定（原処分）を行った。
- (3) この原処分に対し、平成30年3月6日、審査請求（以下「本件審査請求」という。）が行われたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書の記載によると以下のとおりである。

「形式不備」による不開示決定処分は、開示請求者に「形式を満たす」十分な期間を設けず、さらに保有しているはずの文書を十分に検索していないので、処分を取り消した上請求人の開示請求に該当する文書の公開を求める。

3 諮問庁としての考え方

本件については、財務省に対し、平成29年12月7日付けで「特定年月日A付け請願書に関係する書類全て」を開示請求内容とする保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）が提出されたもの。

大臣官房文書課、大臣官房地方課及び大臣官房政策金融課において文書探索を行った結果、3件の行政文書（①行政文書接受簿、②請願書等移管簿及び③特定年月日A付け請願書）を特定し、審査請求人に対し、開示を希望する保有個人情報の特定及び手数料の追納に係る補正の求めを平成29年12月18日付けで行った。

平成29年12月25日付けで、審査請求人より、「財務省が特定した3件の行政文書の外に、『日本政策金融公庫の貸し剥がし』に関係する文書が中小企業庁から回付されているはずですが、存在しないのでしょうか」という旨の照会がFAXにより届いた。

当該照会に基づき、再度文書探索を行った結果、大臣官房政策金融課において、特定年月日A付け請願書とは別に、特定年月日B付けで中小企業庁から情報共有されたFAXを保有していることが確認された。

平成30年1月10日、電話での口頭により、照会のあった中小企業庁から回付された文書は情報提供として請願書の提出前に取得したものであり、本件開示請求内容からは特定されていなかった旨、当該文書の開示を

希望するのであれば請求内容を「特定年月日A付け請願書に係る書類全て及び中小企業庁から送付された貸し剥がしに係る情報提供」と補正を行っていただきたい旨を説明したが、審査請求人は「請求内容の変更には応じられない」として、補正の了承は得られなかった。

このため、開示請求内容及び電話でのやり取りに基づき4件の行政文書（①行政文書接受簿、②請願書等移管簿、③特定年月日A付け請願書及び④貸し剥がしに係る情報提供）を特定し、審査請求人に対し、開示を希望する保有個人情報の特定及び手数料の追納に係る再補正の求めを平成30年1月16日付けで行った。

平成30年1月23日付け（受付：同年1月25日）の補正の求めに対する回答書が届いたが、請求する行政文書の名称が「審査請求人に関する書類全て（特定月以降の文書）」に変更された。

上記請求内容では、対象となる保有個人情報の特定が困難であるため、平成30年1月29日付けで、現状の請求内容では形式不備による不開示決定とせざるを得ない旨を明記した上で、同年2月8日を期限として、請求する保有個人情報の内容の修正に係る再々補正の求めを行った。

しかしながら、平成30年2月8日までに再々補正に対する回答がなかったため、同月22日付けで、形式不備を理由とする不開示決定を行ったものである。

上記のことから、本件不開示決定は、適正に補正を求めたが文書を特定するに足りる回答が得られなかったために、形式上の不備が補正されなかったものである。

4 結論

以上のことから、処分庁が法18条2項に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成30年6月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月2日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年10月26日 | 審査請求人から資料を收受 |
| ⑤ | 同年11月8日 | 審議 |
| ⑥ | 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報の開示請求について、開示を請求する保有個人情報として記載された内容（平成30年1月23日付け再補正の

求めに対する回答書により変更後のもの)では本件対象保有個人情報の特定が不十分であるとして、開示請求内容の補正を依頼したが、審査請求人からの回答がなく、開示請求に係る保有個人情報の特定ができないことから、法18条2項に基づき、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件開示請求に係る補正等の経緯について

諮問庁は、理由説明書(上記第3)において、補正等の経緯について、おおむね次のとおり説明する。

ア 処分庁は、開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」に記載された内容から、開示請求に係る保有個人情報が記録された3件の行政文書が確認されたことから、開示を希望する保有個人情報の特定及び手数料の追納について、平成29年12月18日付けで、開示請求者(審査請求人)に対し文書により補正を求めた。

イ その後、開示請求者から、平成29年12月25日付けで、処分庁が確認した行政文書の外に「日本政策金融公庫の貸し剥がし」に関する行政文書の有無について、FAXにより照会があったことから、処分庁において再度、文書を探索したところ、開示請求者が照会した上記内容に係る行政文書の存在を確認した。

ウ そこで、処分庁は、平成30年1月10日付けで開示請求者に対し、電話により、上記新たな文書を確認したこと等を説明した上で補正を求めたが、補正の了承を得られなかったことから、同月16日付けで、開示を希望する保有個人情報の特定及び手数料の追納について文書により再補正を求めた。

エ その後、開示請求者から、開示する保有個人情報が記録された行政文書の名称を「本人に係る書類全て(特定月以降の文書)」に変更する旨が記載された、平成30年1月23日付け「再補正の求めに対する回答書」が提出された。

オ 処分庁は、上記「再補正の求めに対する回答書」に記載された内容からは、開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を特定することが極めて困難であったことから、平成30年1月29日付けで、相当の期間を定めて文書により再々補正を求めた。

カ しかし、再々補正の回答期限を徒過しても、補正がなされなかったことから、形式上の不備がある開示請求として平成30年2月22日付けで原処分を行った。

(2) 形式上の不備の有無について

法13条1項2号においては、開示請求書に「開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載すべき旨規定しており、一般的には、行政文書の名称、個人情報の保有に関連する事務事業の名称、記録項目、取得（作成）時期、担当機関名等を組み合わせて表示することにより文書が特定されると解されている。

これを本件開示請求についてみると、上記（1）エのとおり、再補正の求めに対する回答書に記載された開示する行政文書の名称等は「本人に関係する書類全て（特定月以降の文書）」であり、文書の取得（作成）時期について限定されているのみである。そして、処分庁において作成される文書及び提出される文書は膨大で多種多様であり、かつ、これらの文書が部局ごとにその目的に応じて分散して保有されているところ、審査請求人が再補正の求めに対する回答書に記載した文言によってのみ文書を特定しようとするれば、処分庁は全ての部局において、その保有する文書が審査請求人に関係する文書であるか否かを逐一確認しなければならないことから、再補正の求めに対する回答書には、法13条1項2号に規定する開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとは言えず、同条3項に規定する形式上の不備があると認められる。

（3）求補正の手続の妥当性について

ア 本件において、処分庁は当初、本件開示請求書に記載された文書には必ずしも該当しない文書についても、審査請求人の求めに応じて探索し適切に請求内容を変更するよう求めている上、変更後の請求内容について、審査請求人に対し10日間の回答期限を設けた平成30年1月29日付け「保有個人情報開示請求書の再再補正について」を送付するとともに、審査請求人が回答しやすいよう関連情報を記載した回答用紙を送付することで、本件開示を希望する保有個人情報が記録された行政文書の名称等の補正を求めたものと認められる。

イ 上記アの再々補正依頼文書に記載された補正期間の期限が10日後であるが、その後も審査請求人から補正が行われるのを待ち、最終的には、再々補正依頼文書の送付後、24日後に原処分を行っており、再々補正の期限について不適切とまでは認められない。

（4）結論

以上のことから、本件開示請求には、開示請求に係る保有個人情報の不特定という形式上の不備があると認められ、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されなかったと認められることから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として原処分を行ったこと

は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に保有個人情報の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子